

島根県報

号外第一一〇号

平成十五年九月十九日

(金曜日)

目次

告示

企業参入促進資金利子補給金交付要綱

(農業経営課)

一

公安規則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

五

告示

島根県告示第七百八十九号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱を次のように定める。

平成十五年九月十九日

島根県知事 澄田信義

企業参入促進資金利子補給金交付要綱

(利子補給)

第一条 農業以外の業を営む株式会社、有限会社、合名会社及び合資会社(以下「農外企業」という。)の農業分野への参入を促進し、新たな農業の担い手の育成を図るため、農外企業に別表に掲げる資金(以下「企業参入促進資金」という。)を貸し付ける融資機関に対し、企業参入促進資金利子補給金(以下「利子補給金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和三十二年島根県規則第三十二号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(利子補給率)

第二条 前条の利子補給(以下「利子補給」という。)の率は、別表の利子補給率欄のと

おりとする。

(融資機関の範囲)

第三条 利子補給の対象となる融資機関は、次に掲げるもののうち、知事と利子補給契約を締結したものとす。

- 一 島根県の区域内(以下「県内」という。)に主たる事務所を置く農業協同組合で、農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百二十二号)第十条第一項第一号に掲げる事業を行うもの
- 二 県内に店舗を有する銀行、信用金庫及び信用組合

(利子補給金の額)

第四条 県が交付する利子補給金の額は、毎年一月一日から六月三十日まで及び七月一日から十二月三十一日までの各期間における企業参入促進資金につき、別表に規定する利子補給率ごとに算出した融資の平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総和をその期間中の日数で除して得た金額をいう。)に対して、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

(利子補給金の請求)

第五条 融資機関は、利子補給金を請求しようとするときは、一月一日から六月三十日までの期間に係る利子補給金についてはその年の七月三十一日までに、七月一日から十二月三十一日までの期間に係る利子補給金についてはその翌年の一月三十一日までにそれぞれ企業参入促進資金利子補給金請求書(様式第一号)に企業参入促進資金利子補給金計算明細書(様式第二号)を添えて知事に提出しなければならない。

(利子補給金の支払)

第六条 知事は、前条の規定により融資機関から利子補給金の請求があった場合において、適当と認めるときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

(利子補給金の打ち切り等)

第七条 知事は、県の利子補給に係る企業参入促進資金を借り受けた者がその借入金を目的以外に使用したときは、融資機関に対する利子補給を打ち切ることができるものとする。

2 知事は、融資機関がその責めに帰すべき事由により規則、この告示又は第三条の利子

補給契約の条項に違反したときは、当該融資機関に対する利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができるとする。

(報告の義務等)

第八条 融資機関は、知事が企業参入促進資金の貸付けに関し報告を求めたとき、又はその職員をして当該貸付けに関する帳簿、書類等を調査させるときは、これに協力しなければならぬ。

(補則)

第九条 この告示に定めるもののほか、企業参入促進資金の取扱い及び利子補給金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成十五年九月十九日から施行する。

別表(第一条、第二条関係)

資金の種類	貸付条件	利子補給率	貸付対象者
一 建築物等取得資金 畜舎、果樹棚、農機具 その他の農産物の生産、 流通又は加工に必要な施設 の改良、造成又は取得 に必要な資金(農地若し くは牧野の改良、造成又 は取得に要するものを除 く。)	一 貸付利率 年一・七パーセン ト 二 貸付限度額 企業参入促進モ デル事業に係る事業費 から補助金額を差し 引いた金額の百分の 八十(認定農業者並 企業については、百 分の百)に相当する 額	年一・二五 パーセント	企業参入促 進モデル事業 の実施主体と なる農外企業
二 果樹等植栽資金 果樹その他の永年性作 物の植栽に必要な資金	三 融資率 百分の八十以内 (認定農業者並企業 入に必要な資金		

四 小土地改良資金 事業費千八百万円を超 えない規模の農地若しく は牧野の改良又は造成に 必要な資金	一 貸付利率 年一・七パーセン ト 二 貸付限度額 千万円 三 融資率 百分の八十以内 (認定農業者並企業 については百分の百 以内)	四 償還期限 十五年以内 五 据置期間 三年以内
五 運転資金 1 農地又は採草放牧地 (農地又は採草放牧地 とする土地を含む。) に係る賃借権その他の 所有権以外の使用及び 収益を目的とする権利 を取得する場合におい て、権利金を支払い、 又は当該権利の存続期 間に対する対価の全額 を一時に支払うのに必 要な資金 2 農機具及び運搬用農 機具の賃借権を取得す る場合において、当該 賃借権の存続期間に対 する賃借料を一時に支 払うのに必要な資金 3 その他農業分野に参 入するに当たって必要 と認められる運転資金	四 償還期限 十五年以内 五 据置期間 三年以内	

備考

一 この表において「企業参入促進モデル事業」とは、知事が別に定める要件を満たす農外企業（以下「事業対象企業」という。）が行う事業のうち、農養生産（作業受託を含む。）並びにその加工及び販売のために必要な施設・機械整備事業、小規模土地基盤整備事業並びに素畜（減価償却をすることが可能な素畜に限る。）購入事業をいう。

二 この表において「認定農業者並企業」とは、事業対象企業のうち、当該企業における主たる従事者の農業所得及び労働時間が、農業経営基盤強化促進法（昭和五十六年法律第六十五号）第六条第一項に規定する農業経営基盤強化促進基本構想に定める目標農業所得及び目標労働時間に達する見込みがあると認められる企業をいう。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

企業参入促進資金利子補給金請求書

第 号
年 月 日

島根県知事 様

所在地
融資機関 名 称
代表者 ㊟

企業参入促進資金利子補給金交付要綱第 5 条の規定に基づき、別紙のとおり利子補給金計算明細書を添え、
年 月 日から 年 月 日の利子補給金を下記のとおり請求します。

記

利子補給金請求額 金 円

公安委員会規則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 9 月19日

島根県公安委員会委員長 森 崎 璋

島根県公安委員会規則第14号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第29条中「及び一般国道9号自動車専用道路松江道路」を「一般国道9号自動車専用道路松江道路及び一般国道9号自動車専用道路江津道路」に改める。

附 則

この規則は、平成15年 9 月21日から施行する。

平成十五年九月十九日印刷
平成十五年九月十九日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町南
松島根県印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）